

測量、調査作業及び業務委託必携

平成25年4月 大阪府 都市整備部

改正内容

平成25年4月1日以降に入札公告を行った案件に適用します。

必携全文は、大阪府ホームページ(下記URL参照)から閲覧、ダウンロードできます。

http://www.pref.osaka.jp/jgyokanri/giken/itakuhikkeitou_h25.html

問合せ先:大阪府 都市整備部 事業管理室 技術情報グループ(TEL06-6941-0351(代表))

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

項目	ページ	改訂箇所	改訂内容	改訂前 (平成24年4月版)	改訂後 (平成25年4月版)
測量 業務等 共通仕 様書	1-1	第102条 用語の定義	第4項～第6項の追加	(新 設) 総括監督員、主任監督員、監督員の定義(役割)の明確化 ※第4項～第6項追加に伴う、項目番号の変更	<u>4. 本仕様書で規定されている総括監督員とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち特に重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合の上司への報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに一般監督業務の掌握を行う者をいう。</u> <u>5. 本仕様書で規定されている主任監督員とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合の総括監督員への報告等を行うとともに、監督員の指揮監督並びに一般監督業務の掌握を行う者をいう。</u> <u>6. 本仕様書で規定されている監督員とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整(のうち重要なものを除く)の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合の主任監督員への報告等を行うとともに、変更請負契約に係る設計図書の作成および契約額の積算を行う者をいう。</u>
	1-1		第38項の追加	(新 設) 「受理」の定義の設定、明確化	<u>38.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受けとり、内容を把握することをいう。</u>
	1-2	第103条 受注者の義務	(新 設)	(新 設) 受注者の義務の明確化 ※第103条追加による、以下条文番号の繰り下げ変更	<u>受注者は契約の履行に当って調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</u>

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

1-3	第108条 監督職員	第4項 「口頭による指示の扱い」の補足修正	4. 監督職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を <u>通知するものとする。</u>	4. 監督職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその <u>口頭による</u> 指示等に従うものとする。なお監督職員は、その <u>口頭による</u> 指示等を行った後7日以内に書面で受注者に <u>指示するものとする。</u>
1-3	第111条 提出書類	テクリスのシステムの名称変更等	3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、 <u>測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)</u> に基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、 <u>TECRIS</u> より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。	3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、 <u>業務実績情報システム(テクリス)</u> に基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、 <u>書面により</u> 監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、 <u>テクリス</u> より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
1-5	第118条 成果品の提出	参考とする要領の適用年度の更新	4. 受注者は、大阪府電子納品要領(案)[業務委託編]および国の「測量成果電子納品要領(案)」、「CAD製図基準(案)」及び「デジタル写真管理情報基準(案)」(以下「要領」及び「各基準」という。)に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については、「電子納品運用ガイドライン(案)[業務編]」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)[測量編]」、「CAD製図基準」に関する	4. 受注者は、「 <u>大阪府電子納品要領(案)[業務委託編](平成25年4月)</u> 」および国の「測量成果電子納品要領(案)」、「CAD製図基準(案)」及び「デジタル写真管理情報基準(案)」(以下「要領」及び「各基準」という。)に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については、「電子納品運用ガイドライン(案)[業務編]」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)[測量編]」、「CAD製図

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

	1-7	第132条 個人情報の取扱い	項目としての整理	<p>る運用ガイドライン(案)及び「電子納品に関する手引き[業務編]」に基づくものとする。</p> <p>発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。</p> <p>1. 個人情報とは、個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。</p> <p>2. 受注者は、本業務により取得した個人情報(発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了(解除の場合を含む)した後においても同様とする。</p> <p>3. 受注者は、本業務を実施するために取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了(解除の場合を含む)した後においても同様とする。</p> <p>5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。</p>	<p>基準に関する運用ガイドライン(案)及び「電子納品に関する手引き[業務編]」に基づくものとする。</p> <p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害のすることのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58条)及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. 取得の制限 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公平な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4. 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら使用し、又は提供してはならない。</p> <p>5. 複写等の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p>
--	-----	----------------	----------	---	---

			<p>11項、従事者への周知の追加</p>	<p>6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。</p> <p>7. 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>8. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後(解除の場合を含む)速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が破棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また、発注者は受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。</p>	<p>6. 再委託の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>7. 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8. 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が破棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 管理の確認等 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は調査することができる。</p> <p>10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。</p> <p>11. 従事者への周知 <u>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</u></p>
--	--	--	-----------------------	---	---

1-9	第138条 行政情報流出防止対策の強化	(新 設)	(新 設)	<p><u>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(関係法令等の遵守)</u> 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p><u>(行政情報の目的外使用の禁止)</u> 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p><u>(社員等に対する指導)</u></p> <p><u>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他すべての従業員(以下、「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</u></p> <p><u>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。</u></p> <p><u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u> 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p><u>(電子情報の管理体制の確保)</u></p> <p><u>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責任を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。</u></p> <p><u>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u></p> <p><u>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</u> 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につ</p>
-----	---------------------	-------	-------	---

					<p><u>ながる以下の行為をしてはならない。</u></p> <p><u>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p><u>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p><u>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p><u>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p><u>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送(事故の発生時の措置)</u></p> <p><u>1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p> <p><u>2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3. 受注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p>
--	--	--	--	--	---

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

項目	ページ	改訂箇所	改訂内容	改訂前 (平成24年4月版)	改訂後 (平成25年4月版)
地質・土質調査業務等共通仕様書	2-1	第102条 用語の定義	第4項～第6項の追加	(新設) 総括監督員、主任監督員、監督員の定義(役割)の明確化 ※第4項～第6項追加に伴う、項目番号の変更	<u>4. 本仕様書で規定されている総括監督員とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち特に重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合の上司への報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに一般監督業務の掌握を行う者をいう。</u> <u>5. 本仕様書で規定されている主任監督員とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合の総括監督員への報告等を行うとともに、監督員の指揮監督並びに一般監督業務の掌握を行う者をいう。</u> <u>6. 本仕様書で規定されている監督員とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整(のうち重要なものを除く)の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合の主任監督員への報告等を行うとともに、変更請負契約に係る設計図書の作成および契約額の積算を行う者をいう。</u>
	2-2		第38項の追加	(新設) 「受理」の定義の設定、明確化	<u>38.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受けとり、内容を把握することをいう。</u>
	2-3	第108条 監督職員	第4項 「口頭による指示の扱い」の補足修正	4. 監督職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を <u>通知するものとする。</u>	4. 監督職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその <u>口頭による</u> 指示等に従うものとする。なお監督職員は、その <u>口頭による</u> 指示等を行った後7日以内に書面で受注者に <u>指示するものとする。</u>

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

2-3	第110条 提出書類	テクリスのシステムの名称変更等	<p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>
2-7	第119条 検査		<p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1)地質・土質調査業務成果品の検査 (2)地質・土質調査業務管理状況の検査</p> <p>地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、大阪府電子納品要領(案)[業務委託編]および国の「電子納品運用ガイドライン(案)[業務編]」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)[地質・土質編]」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)」及び「電子納品に関する手引き[業務編]」に基づくものとする。</p>	<p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1)地質・土質調査業務成果品の検査 (2)地質・土質調査業務管理状況の検査</p> <p>地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、「大阪府電子納品要領(案)[業務委託編](平成25年4月)」および国の「電子納品運用ガイドライン(案)[地質・土質編](国土交通省・平成22年8月)」に基づくものとする。</p>
2-8	第131条 個人情報の取扱い	項目としての整理	<p>発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、</p>	<p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害のすることのないよう、行政</p>

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

			<p>受注者は個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。</p> <p>1. 個人情報とは、個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。</p> <p>2. 受注者は、本業務により取得した個人情報(発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了(解除の場合を含む)した後においても同様とする。</p> <p>3. 受注者は、本業務を実施するために取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了(解除の場合を含む)した後においても同様とする。</p> <p>5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。</p> <p>7. 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58条)及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. 取得の制限 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公平な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4. 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら使用し、又は提供してはならない。</p> <p>5. 複写等の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 再委託の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>7. 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発</p>
--	--	--	--	--

	2-10	第137条 行政情報流出防止対策の強化	11項、従事者への周知の追加 (新 設)	<p>8. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後(解除の場合を含む)速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が破棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また、発注者は受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8. 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が破棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 管理の確認等 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は調査することができる。</p> <p>10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。</p> <p>11. 従事者への周知 <u>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</u></p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。 2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 (関係法令等の遵守) <u>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</u> (行政情報の目的外使用の禁止) <u>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</u></p>
--	------	---------------------	-----------------------------	---	---

					<p><u>(社員等に対する指導)</u></p> <p><u>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他すべての従業員(以下、「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</u></p> <p><u>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。(契約終了時等における行政情報の返却)</u></p> <p><u>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</u></p> <p><u>(電子情報の管理体制の確保)</u></p> <p><u>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責任を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。</u></p> <p><u>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u></p> <p><u>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</u></p> <p><u>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</u></p> <p><u>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p><u>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p><u>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p><u>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p><u>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送(事故の発生時の措置)</u></p> <p><u>1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p>
--	--	--	--	--	--

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

	<p>2-12 ～ 2-22</p>	<p>第201条～1003条</p>	<p>各試験項目で適用するJGS、JIS等の試験方法について、番号のみだけでなく、試験名称も併記化</p>		<p><u>2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u> <u>3. 受注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p><u>各試験項目で適用するJGS、JIS等の試験方法について、番号のみだけでなく、試験名称も併記化</u></p>
--	----------------------------	--------------------	---	--	--

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

項目	ページ	改訂箇所	改訂内容	改訂前 (平成24年4月版)	改訂後 (平成25年4月版)
土木 設計 業務等 共通仕 様書	4-1	第1102条 用語の定義	第4項～第6項の追加	(新 設) 総括監督員、主任監督員、監督員の定義(役割)の明確化 ※第4項～第6項追加に伴う、項目番号の変更	<u>4. 本仕様書で規定されている総括監督員とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち特に重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合の上司への報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに一般監督業務の掌握を行う者をいう。</u> <u>5. 本仕様書で規定されている主任監督員とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合の総括監督員への報告等を行うとともに、監督員の指揮監督並びに一般監督業務の掌握を行う者をいう。</u> <u>6. 本仕様書で規定されている監督員とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整(のうち重要なものを除く)の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合の主任監督員への報告等を行うとともに、変更請負契約に係る設計図書の作成および契約額の積算を行う者をいう。</u>
	4-2		第38項の追加	(新 設) 「受理」の定義の設定、明確化	<u>38.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受けとり、内容を把握することをいう。</u>
	4-2	第1103条 受注者の義務	(新 設)	(新 設) 受注者の義務の明確化 ※第103条追加による、以下条文番号の繰り下げ変更	<u>受注者は契約の履行に当って調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</u>
	4-3	第1106条 調査職員(監督職員)	第4項 「口頭による指示の扱い」の補足修正	4. 調査職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注	5. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指頭等を行った場合には、受注者

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

	<p>4-3</p>	<p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p>	<p>照査の実施時期、責任等の明確化</p>	<p>者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。</p> <p>4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。</p>	<p>はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。</p> <p>4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</p> <p>5. 照査技術者は、照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出すること。また完了時には全体の照査報告書を取りまとめ、調査職員に提出すること。</p>
	<p>4-4</p>	<p>第1110条 提出書類</p>	<p>テクリスのシステムの名称変更等</p>	<p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

4-5	第1117条 成果物の提出	参考とする要領の適用年度の更新受注者の定義の補足	<p>4. 受注者は、大阪府電子納品要領(案)【業務委託編】および国の「土木設計業務等の電子納品要領(案)」(以下「要領」という。)に基づき作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】」、「現場における事前協議ガイドライン(案)」に基づくものとする。</p>	<p>4. 受注者は、「大阪府電子納品要領(案)【業務委託編】(平成25年4月)」および国の「土木設計業務等の電子納品要領(案)」(以下「要領」という。)に基づき作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】」(国土交通省・平成21年6月)、「現場における事前協議ガイドライン(案)」に基づくものとする。</p>
4-8	第1132条 個人情報の取扱い	項目としての整理	<p>発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。</p> <p>1. 個人情報とは、個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。</p> <p>2. 受注者は、本業務により取得した個人情報(発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了(解除の場合を含む)した後においても同様とする。</p> <p>3. 受注者は、本業務を実施するために取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了(解除の場合を含む)した後においても</p>	<p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. 取得の制限 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公平な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4. 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら使用し、又は提供してはなら</p>

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

			<p>同様とする。</p> <p>5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。</p> <p>7. 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>8. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後(解除の場合を含む)速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が破棄又は消去を指示したときは当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また、発注者は受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。</p>	<p>ない。</p> <p>5. 複写等の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 再委託の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>7. 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8. 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が破棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 管理の確認等 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について随時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は調査することができる。</p> <p>10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。</p>
--	--	--	--	--

	4-10	第1138条 行政情報流出防止対策の強化	<p>11項、従事者への周知の追加</p> <p>(新 設)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>11. 従事者への周知</p> <p><u>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容ををみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</u></p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p><u>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</u></p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p><u>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</u></p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他すべての従業員(以下、「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。</p> <p>(契約終了時等における行政情報の返却)</p> <p><u>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</u></p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責任を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。</p>
--	------	----------------------	------------------------------------	---------------------------	---

	4-14	第1212条 環境配慮の条件	(新 設)	(新 設)	<p><u>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u> (電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</p> <p><u>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</u></p> <p><u>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p><u>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p><u>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p><u>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p><u>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送(事故の発生時の措置)</u></p> <p><u>1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p> <p><u>2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3. 受注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p><u>1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生剤の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。</u></p> <p><u>2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」(平成15年7月法律第119号)に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。</u></p> <p><u>3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成23年8月法律第105号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</u></p>
--	------	----------------	-------	-------	---

測量、調査作業及び業務委託必携(平成25年4月版 大阪府都市整備部)改訂内容

項目	ページ	改訂箇所	改訂内容	改訂前 (平成24年4月版)	改訂後 (平成25年4月版)
提出書類様式	8	様式No. 1～25の提出部数	3部提出であったものを2部に変更	<u>3部</u>	2部
		様式-36	身分証明書交付願	宛先 大阪府	宛先 大阪府〇〇〇〇〇〇〇 所長
		様式-37	誓約書(受注者用)	(新設)	様式-37「誓約書(受注者用)」
		様式-38	誓約書(下請用)	(新設)	様式-38「誓約書(下請用)」
立入関係法令一覧	9	立入関係法令一覧	身分証明書の様式の一部変更	身分証明書様式の発行者 発行者 大阪府知事	身分証明書様式の発行者 発行者 大阪府〇〇〇〇〇〇〇 所長
その他共通事項	10	暴力団等の排除	暴排条例の明記	(新設)	大阪府暴力団排除条例についての対応の明記

設計業務等 主要技術基準及び参考図書 改正点 (4-15 ~ 22)

H24.3 現在

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
[1] 共通			
1	土木構造物標準設計	国土技術政策総合研究所	—
2	土木製図基準	土木学会	H21. 2
3	水理公式集	土木学会	H11. 11
4	J I Sハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H13. 6
6	土木工事安全施工技術指針の解説	全日本建設技術協会	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	日本建設機械化協会	H12. 3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	H21. 4
11	地盤調査の方法と解説 (2冊分)	地盤工学会	H21. 12
12	土質試験の方法と解説(第一回改訂版)	地盤工学会	H12. 3
13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 12
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	H23. 4
15	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日本測量協会	H21. 2
16	測量成果電子納品要領(案)	国土地理院	H20. 12
17	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H13. 3
18	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 3
19	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H20. 4
20	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	国土交通省	H21. 6
21	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	国土交通省	H21. 6
22	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	国土交通省	H22. 8
23	2007年制定 コンクリート標準示方書(設計編)	土木学会	H20. 3
24	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19. 3
25	2007年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土木学会	H20. 3
26	2010年制定 コンクリート標準示方書(規準編)	土木学会	H22. 11
27	2007年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	土木学会	H20. 3
28	2007年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	土木学会	H19. 12
29	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 5
30	CAD製図基準(案)	国土交通省	H20. 5
31	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国土交通省	H21. 6
32	デジタル写真管理情報基準(案)	国土交通省	H21. 6
33	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書	日本建設情報総合センター	H11. 5

H25.3 現在

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
[1] 共通			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21. 2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11. 11
4	J I Sハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針 -平成21年 改訂版-	全日本建設技術協会	H22. 4
6	土木工事安全施工技術指針の解説 -平成13年 改訂版-	全日本建設技術協会	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	日本建設機械化協会	H12. 3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	H23. 4
11	地盤調査の方法と解説	地盤工学会	H16. 6
12	地盤材料試験の方法と解説 (2分冊)	地盤工学会	H21. 12
13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 12
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	H23. 4
15	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日本測量協会	H21. 2
16	測量成果電子納品要領(案)	国土地理院	H20. 12
17	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11
18	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5
19	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H20. 4
20	電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】	国土交通省	H21. 6
21	電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】	国土交通省	H21. 6
22	電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】	国土交通省	H22. 8
23	2007年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H20. 3
24	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19. 3
25	2007年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H20. 3
26	2010年制定 コンクリート標準示方書【規準編】 (2分冊)	土木学会	H22. 11
27	2007年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	国土交通省	H20. 3
28	2007年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	国土交通省	H20. 3
29	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国土交通省	H20. 5
30	CAD製図基準(案)	国土交通省	H20. 5
31	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国土交通省	H21. 6
32	デジタル写真管理情報基準(案)	国土交通省	H22. 9
33	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書(改訂版)	日本建設情報総合センター	H11. 5

34	鉄筋コンクリート工場製作設計施工指針(案)	全日本建設技術協会	—
35	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H 3. 3
36	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土木学会	H 8. 7
37	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土木学会	H 8. 7
38	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土木学会	H18. 7
39	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
40	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11. 2
41	シールド工用標準仕様メント	日本下水道協会	H13. 7
42	除雪・防雪ハンドブック	日本建設機械化協会	H16.12
43	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H 4.11
44	グラウトアンカー設計・施工基準同解説	地盤工学会	H12. 3
45	グラウトアンカー設計・施工手引書(案)	日本アンカー協会	H15. 5
46	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H21. 9
47	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H21. 9
48	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
49	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H 4. 3
50	薬液注入工法設計施工指針	日本薬液注入協会	H14. 8
51	薬液注入工法設計資料	日本薬液注入協会	毎年発行
52	薬液注入工積算資料	日本薬液注入協会	毎年発行
53	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6
54	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
55	高圧受電設備規程	日本電気協会	H20. 9
56	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H16. 9
57	昇降機設計・施工上の指導指針	昇降機安全協会	H 7. 3
58	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	H22. 3
59	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13. 2
60	建設発生土利用技術マニュアル第3版	土木研究センター	H16. 9
61	建設副産物適正処理推進要綱の解説	先端建設技術センター	H14.11
62	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
63	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院 H20. 3	H20. 3
64	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国土地理院 H20. 10	H21.10
65	地すべり観測便覧	地すべり対策技術協議会	H 8.10
66	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19.11
67	猛禽類保護の進め方(特にイソツ・クマカ・オオカについて)	日本鳥類保護連盟	H15. 7
68	環境省大気常観マニュアル第5版	環境省	H19. 3
69	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境省	H11. 6
70	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に関する地域)	環境省	H12. 4

—	(削除)		
34	コンクリートライアリ-66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H 3. 4
35	2006年制定 トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土木学会	H18. 7
36	2006年制定 トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土木学会	H18. 7
37	2006年制定 トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土木学会	H18. 7
38	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
39	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改定版)	日本トンネル技術協会	H11. 2
40	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工用標準仕様メント(A-3, 4)	日本下水道協会	H13. 7
41	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械化協会	H16.12
42	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H 4.11
43	グラウトアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2000)	地盤工学会	H12. 3
44	グラウトアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15. 5
45	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23. 9
46	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23. 9
47	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
48	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H 4. 3
49	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H元. 6
50	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
51	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
52	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6
53	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
54	高圧受電設備規程	日本電気協会	H20. 9
55	防災設備に関する指針 -電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本電設工業協会	H16. 9
56	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H 7. 8
57	日本建設機械要覧 2010年版	日本建設機械化協会	H22. 3
58	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13. 2
59	建設発生土利用技術マニュアル 第3版	土木研究センター	H16. 9
60	[新調]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11
61	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
62	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20. 3
63	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】 第2.1版	国土地理院	H21.10
64	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H 8.10
65	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19.11
66	猛禽類保護の進め方(特にイソツ・クマカ・オオカについて)	日本鳥類保護連盟	H15. 7
67	環境省大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22. 3
68	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H11. 6
69	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に関する地域)	環境庁	H12. 4

71	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 2.0.0	環境省	H21. 1
72	改訂・解説・工作物設置許可基準	山海堂	H10.11
73	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H21.12
74	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS Ver2.1	国土地理院	H21. 7
75	基準点測量製品仕様書	国土地理院	H21. 9
76	水準測量(新設・復旧)製品仕様書	国土地理院	H21. 8
77	水準測量(新設・復旧)製品仕様書	国土地理院	H21. 8
78	地図情報レベル1000データ作成の製品仕様書(案)	国土地理院	H20. 3
79	写真地図作成の製品仕様書(案)	国土地理院	H21. 6
80	路線測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3
81	河川測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3
82	用地測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3
—			
—			

〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	「ダム事業における環境影響評価の考え方」	ダム水源地環境整備センター	H12.12
3	建設省所管放水路事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
4	「放水路事業における環境影響評価の考え方」	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4
6	改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H20. 7
7	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17.11
8	改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H9.10
9	河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
10	防災調節池等技術基準(案)増補改訂(一部修正)版	日本河川協会	H13. 8
11	流域貯留施設等技術指針(案)	日本河川協会	H 5. 5
12	流域貯留施設等技術指針(案)-増補改訂版-	日本河川協会	H19. 4
13	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19. 9
14	数字で見る港湾(2010版)	日本港湾協会	H22. 7
15	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術調査協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
16	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.11
17	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H 5. 8
18	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H11. 3
19	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
20	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10

70	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 3.0	環境省 水・大気環境局	H23.10
71	改訂・解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
72	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H21.12
73	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS Ver2.1	国土地理院	H21. 7
74	基準点測量製品仕様書(詳細版)、(簡易版)	国土地理院	H22. 7, H22. 3
75	水準測量(新設・復旧)製品仕様書(詳細版)、(簡易版)	国土地理院	H22. 3
76	水準測量(新設・復旧)製品仕様書(詳細版)、(簡易版)	国土地理院	H22. 3
77	地図情報レベル1000データ作成の製品仕様書(案) 第1.0版	国土地理院	H20. 3
78	写真地図作成の製品仕様書(案)	国土地理院	H21. 6
79	路線測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3
80	河川測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3
81	用地測量製品仕様書	国土地理院	H21. 3
82	土工工事数量算出要領(案)	国土交通省	H23
83	土工工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	H20

〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	「ダム事業における環境影響評価の考え方」	ダム水源地環境整備センター	H12.12
—	(削除)		
3	「放水路事業における環境影響評価の考え方」	リバーフロント整備センター	H13. 6
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4
5	改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H9.10
6	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17.11
7	改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H9.10
8	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
9	増補改訂(一部修正)版防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
—	(削除)		
10	流域貯留施設等技術指針(案)-増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
11	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19. 9
12	数字で見る港湾 2011	日本港湾協会	H23. 7
13	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
14	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
15	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H21. 4
16	ダム・堰施設技術基準(案) 改訂新版	国土交通省	H21. 6
17	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12
18	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10

21	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例 増補改訂(一部修正版)	日本河川協会 S63. 1	S63. 1 H13. 8
22	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13. 2
23	海岸保全施設築造基準解説(改訂版)	全国海岸協会	S62. 4
24	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
25	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
26	仮締切堤設置基準	建設省治水課	H10. 6
27	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
28	堤防余盛基準	建設省治水課	S44. 1
29	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 4
30	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	S61. 5
31	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
32	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
33	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)河川版(生物調査編)	リバーフロント整備センター	H 9. 4
34	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)ダム版(生物調査編)	ダム水源地整備センター	H 6.
35	河川関係法令規集 第1法規	—	—
36	護岸の力学設計法 改訂	(財)国土技術研究センター	H19.11
37	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
38	水産庁監修漁港構造物標準設計法 1990年版	全国海岸協会	H 2.10
—			
39	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52. 3
40	砂防関係法令規集	全国治水砂防協会	毎年発行
41	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H元. 4
42	砂防指定地指定実務要領	全国加除法令出版	H元.10
—			
43	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
44	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6
45	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5.10
46	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
47	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
48	土木構造物設計マニュアル(案)一樋門編	全日本建設技術協会	H14. 1
49	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
50	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6. 3
51	緩傾斜堤の設計の手引き	全国海岸協会	H18. 1
52	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3
53	治水経済調査要綱	建設省河川局	H 6.10
54	港湾調査指針	日本港湾協会	S62. 6
55	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3
56	人工海浜の建設技術マニュアル	運輸省	S54. 4
57	ビーチ計画・設計マニュアル	日本マリナビーチ協会	H17.10
58	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3. 3
59	農地防災事業便覧	地球社 H11. 1	H11. 1

19	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例 増補改訂(一部修正版)	日本河川協会	H19. 9
20	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13. 2
21	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版)	全国海岸協会	H16. 6
22	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
23	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
24	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H22. 6
25	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
26	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1
27	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3
28	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	S61.11
29	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
30	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
31	平成18年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	リバーフロント整備センター	H18. 3
32	平成18年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	ダム水源地環境整備センター	H18. 3
33	河川関係法令規集(加除式)	第1法規	—
34	護岸の力学設計法 改訂	(財)国土技術研究センター	H19.11
35	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
—	(削除)		
36	漁港・漁場の施設の設計の手引2003年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15.10
37	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52. 3
38	砂防関係法令規集	全国治水砂防協会	毎年発行
39	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H元. 4
—	(削除)		
40	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2
41	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
42	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6
43	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5.10
44	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
45	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
46	土木構造物設計マニュアル(案)一樋門編	全日本建設技術協会	H14. 1
47	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
48	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6. 3
49	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18. 1
50	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3
51	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17. 4
52	港湾調査指針(改訂)	日本港湾協会	S62. 6
53	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3
—	(削除)		
54	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリナビーチ協会	H17.10
55	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H 3. 3
56	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11. 1

60	漁港計画の手引き	全国漁港協会	H 4. 11
61	漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港協会	H 8. 9
62	水と緑の溪流づくり調査	建設省砂防局砂防部	H 3. 8
63	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 6. 9
64	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 3.
65	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59. 10
66	ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター	S55. 6
67	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S58. 12
68	鋼製砂防構造物設計便覧	砂防・地すべり技術センター	H21. 9
69	多段落差工設計指針(案)	建設省土木研究所	S63. 5
70	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策基本計画検討委員会	H元. 9
71	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4
72	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5
73	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19. 9
74	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4
75	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 7
76	多目的ダムの建設	全国建設研修センター	H 7. 11
77	コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H 4. 3
78	ルポネテスト技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S59. 6
79	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き	通産省資源エネルギー庁	H10. 9
80	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6
81	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4. 4
82	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12
83	軟岩の調査・試験の指針(案)	土木学会	H 4. 12
84	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
85	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10
86	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8
87	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料(その2)	国土交通省河川局河川環境課	H19. 7
88	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	H19. 3
89	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2
90	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1
91	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H18. 6
—			
—			
—			
—			
—			

57	漁港計画の手引き 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H 4. 11
58	漁港海岸事業設計の手引き 平成8年度版	全国漁港協会	H 8. 9
59	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H 3. 8
60	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H 6. 9
61	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H 3. 1
62	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59. 10
63	ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター	S55. 6
64	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H15. 7
65	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21. 9
—	(削除)		
66	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策基本計画検討委員会	H元. 9
67	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4
68	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5
69	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19. 9
70	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4
71	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 6
72	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6
73	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 8
74	ルポネテスト技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	H18. 7
75	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23. 3
76	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6
77	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4. 4
78	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12
79	軟岩の調査・試験の指針(案) ~1991年版~	土木学会	H 4. 12
80	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
81	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10
82	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18. 8
—	(削除)		
83	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	H19. 3
84	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2
85	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1
86	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H18. 6
87	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13. 8
88	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16. 3
89	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	—
90	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9
91	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16. 2
4	道路技術基準通達集- 基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程－解説とその運用－	日本林道協会	H14. 5
6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編)	建設省道路局	—
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49. 10
9	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
10	交通工学ハンドブック2008 DVD-ROM版	交通工学研究会	H20. 7
11	コンパクトブック(改訂版)	日本道路協会	S49. 8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
13	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62. 2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	—	—
15	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編	交通工学研究会	H14. 7
16	改訂 平面交差の計画と設計・応用編	交通工学研究会	H元. 5
17	交通信号の手引き	交通工学研究会	H 6. 7
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12
19	コミュニティゾーン形成マニュアル	交通工学研究会	H 6. 5
20	コミュニティゾーン実践マニュアル	交通工学研究会	H12. 7
21	道路環境影響評価技術手法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	道路環境研究所	H19. 9
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
23	道路土工－土質調査指針	日本道路協会	S61. 11
24	道路土工－施工指針	日本道路協会	S61. 11
25	道路土工－排水工指針	日本道路協会	S62. 6
26	道路土工－のり面工・斜面安定工指針	日本道路協会	H11. 3
27	道路土工－軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	H21. 6
28	道路土工－軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	H19. 6
29	道路土工－仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
30	道路土工－擁壁工指針	日本道路協会	H11. 3
31	道路土工－カルバート工指針	日本道路協会	H22. 3

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
92	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H19. 3
93	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H19. 3
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧(1992年版)	道路環境研究所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16. 2
4	第7次改訂 道路技術基準通達集- 基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程－解説とその運用－	日本林道協会	H23. 9
6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編)	国土交通省	—
7	全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査(調査編)	国土交通省	—
8	全国道路街路交通情勢調査実施要綱 駐車場調査(調査編)	国土交通省	—
9	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2
10	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49. 10
11	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
12	交通工学ハンドブック2008 DVD-ROM版	交通工学研究会	H20. 7
13	コンパクトブック(改訂版)	日本道路協会	S49. 8
14	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
15	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62. 2
16	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
17	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19. 7
18	平面交差の計画と設計 一応用編-2007	交通工学研究会	H19. 10
19	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1
20	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63. 12
21	生活道路ゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H23. 12
22	道路環境影響の評価技術手法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 2007改訂版	道路環境研究所	H19. 9
23	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
—	(削除)		
—	(削除)		
—	(削除)		
24	道路土工－切土工 斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21. 6
25	道路土工－盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22. 4
26	道路土工－軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	S61. 11
27	道路土工－仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
28	道路土工－擁壁工指針	日本道路協会	H11. 3
29	道路土工－カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22. 3

32	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H14. 10
—	(削除)		
—	(削除)		
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート制・プレキャストコンクリート制)	全国ボックスカルバート協会	H17. 5
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	国土開発技術研究センター	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H14. 8
37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H 3. 10
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H18. 11
39	道路橋示方書・同解説(I 共通編・II 鋼橋編)	日本道路協会	H24. 2
40	道路橋示方書・同解説(I 共通編・III コンクリート橋編)	日本道路協会	H24. 2
41	道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構造編)	日本道路協会	H24. 2
42	道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)	日本道路協会	H24. 2
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14. 3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8
45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H 3. 7
47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
48	杭基礎施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9. 12
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1
53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4. 10
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4
55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5
56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 11
57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4
58	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17. 12
59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料写真集	日本道路協会	H 2. 6
60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H 9. 5
61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3. 7
63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2
65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1
67	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	H14. 3
68	美しい橋のデザインマニュアル	土木学会	H 5. 3

30	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H14. 10
31	補強土(テールメッシュ) 壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H15. 11
32	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H12. 2
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート制・プレキャストコンクリート制)	全国ボックスカルバート協会	H23. 3
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	国土開発技術研究センター	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H14. 8
37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H 3. 10
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H18. 11
39	道路橋示方書・同解説(I 共通編・II 鋼橋編)	日本道路協会	H24. 3
40	道路橋示方書・同解説(I 共通編・III コンクリート橋編)	日本道路協会	H24. 3
41	道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構造編)	日本道路協会	H24. 3
42	道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)	日本道路協会	H24. 3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14. 3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8
45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H 3. 7
47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
48	杭基礎施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9. 12
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1
53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4. 10
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4
55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5
56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45. 11
57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4
58	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17. 12
59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 — 塗膜劣化程度標準写真帳 —	日本道路協会	H 2. 6
60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H 9. 5
61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3. 7
63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2
65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1
67	鋼構造架設設計施工指針[2001年版]	土木学会	H14. 4
68	美しい橋のデザインマニュアル 第1集	土木学会	H 5. 3

69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H 5. 3
70	道路橋景観便覧 ・橋の美 ・橋の美 II ・橋の美 III(橋梁デザインノート)	日本道路協会	S52. 6 S52. 6 H 4. 5
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)	日本道路協会	H20. 10
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15. 11
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13. 10
74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H 5. 11
75	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H 5. 11
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8. 10
77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
79	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18. 2
80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8. 11
81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2. 11
82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H 4. 12
83	舗装設計便覧	日本道路協会	H18. 2
84	舗装施工便覧	日本道路協会	H18. 2
85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H 8. 10
86	舗装再生便覧	日本道路協会	H22. 12
87	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
88	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9
89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針(1985年改定)	鐵鋼スラグ協会	S60. 9
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19. 3
93	設計要領第一集 舗装編	NEXCO	H22. 7
94	構内舗装・排水設計基準及び同解説	公共建築協会	H13. 4
95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.
96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1
97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63. 11
98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
99	舗装調査・試験法便覧(全4冊分)	日本道路協会	H19. 6
100	舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)	日本道路協会	H 8. 10
101	道路震災対策便覧(震前対策編) 改訂版	日本道路協会	H18. 9
102	道路震災対策便覧(震災復旧編) 改訂版	日本道路協会	H19. 5
103	落石対策便覧(改訂版)	日本道路協会	H12. 6
104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63. 12
105	道路防雪便覧	日本道路協会	H14. 12
106	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
107	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3
108	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59. 10

69	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H 5. 7
70	橋の美 Iー道路橋景観便覧 橋の美 IIー道路橋景観便覧 橋の美 IIIー橋梁デザインノート	日本道路協会	S52. 7 S56. 6 H 4. 5
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版) 平成20年改訂版	日本道路協会	H20. 10
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15. 11
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13. 10
74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H 5. 11
75	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H 5. 11
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8. 10
77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
79	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18. 2
80	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8. 11
81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2. 11
82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H 4. 12
83	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18. 2
84	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18. 2
85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H 8. 10
86	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22. 11
87	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
88	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9
89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針(1985年改定)	鐵鋼スラグ協会	S60. 9
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19. 3
93	設計要領第一集 舗装編	NEXCO	H23. 7
94	構内舗装・排水設計基準及び同解説 平成13年版	公共建築協会	H13. 4
95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5
96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1
97	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63. 11
98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
99	舗装調査・試験法便覧(全4冊分)	日本道路協会	H22. 1
—	(削除)		
100	道路震災対策便覧(震前対策編) 平成18年度改訂版	日本道路協会	H18. 9
101	道路震災対策便覧(震災復旧編) 平成18年度改訂版	日本道路協会	H19. 3
102	落石対策便覧(改訂版)	日本道路協会	H12. 6
103	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63. 12
104	道路防雪便覧	日本道路協会	H14. 12
105	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
106	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3
107	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59. 10

109	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8
110	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1
111	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3
112	改訂路面表示設置の手引	交通工学研究会	H16. 7
113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1
114	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
115	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20. 8
117	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
118	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
119	道路標識ハンドブック (2004年版)	全国道路標識・表示業協会	H16. 8
120	路面標示ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H10. 4
121	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4.11
122	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
123	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 3
124	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21. 6
125	路上自転車・自動二輪車等駐車場設計指針・同解説	日本道路協会	H19. 1
—			
—			
—			
—			

〔4〕電気・機械・設備等

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	(解説)電気設備の技術基準	経済産業省・資源エネルギー庁	H13. 5
3	内線規程	日本電気協会	H12.10
4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H14. 9
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H 9. 2
6	建築設備設計基準	国土交通省	H21. 3
7	公共建築工事標準仕様書	国土交通省	H22. 3

108	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8
109	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1
110	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3
111	改訂路面表示設置の手引 第4版	交通工学研究会	H20.12
112	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1
113	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
114	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
115	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20. 8
116	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
117	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
118	道路標識ハンドブック (2004年版)	全国道路標識・表示業協会	H16. 8
119	路面標示ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H10. 4
120	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4.11
121	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
122	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 3
123	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21. 6
124	路上自転車・自動二輪車等駐車場設計指針・同解説	日本道路協会	H19. 1
125	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8. 8
126	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H8. 8
127	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8.12
128	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19. 9

〔4〕電気・機械・設備等

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	解説 電気設備の技術基準 最終改正 平成23年7月 解釈改正	経済産業省原子力安全・保安院	H23. 7
3	内線規程	日本電気協会	H17. 9
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成23年版	建設電気技術協会	H23. 3
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成22年版	建設電気技術協会	H22. 9
6	建築設備設計基準 平成21年版	国土交通省	H21. 3
7	公共建築工事標準仕様書[建築工事編]平成22年版	国土交通省	H22. 3